



ミニゼミ報告

健康サポート薬局について (その1)

廣田憲威

1. 健康サポート薬局とは何か

健康サポート薬局に至る経緯

そもそも健康サポート薬局は、薬剤師側から要望してできた制度ではなく、その発端は

2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」と言われています¹⁾。

閣議決定された文章には、「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談・情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する」と記されています。この背景には、国民が安易に医療機関を受診せず、もっと薬局を活用することで高騰する医療費を抑制させる意図が見え隠れします。

2014年1月、日本医療薬学会が、「薬局の求められる機能とあるべき姿」を発表しました²⁾。これには、薬剤師が担うチーム医療と地域の調査アウトカム評価研究の報告書で、薬局・薬剤師に求められる機能に関する基本的な考え方が整理されています。ここで提起されている内容が、その後の「健康サポート薬局」、「患者のための薬局ビジョン」や2014年度と2016年度の調剤報酬改定にも反映されました。

健康サポート薬局の名称にも経緯があります。当初は「健康づくり支援薬局」という名称で検討が始められました。その後、「健康情報拠点薬局」に変更され、最終的に現在の「健康サポート薬局」に落ち着きました。

なぜ、名称が二転三転したのかと言うと、検討会の医師メンバーからの意見によるものと聞いています。なお、健康サポート薬局という名称は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（旧薬事法、以下、「薬機法」と略す。）で定める法律上の名称となった。このことから、これが決まる前から薬局名に「健康サポート」を冠している薬局については1年間の経過措置の後、基準を適合して健康サポート薬局になるか、もしくは薬局の名称を変えなければならないこととなっています。

健康サポート薬局は従来の薬局と何が異なるのか

薬局を開設するにあたっては、「薬機法」で規定される薬局の構造・設備（ハード）の基準に合致することが求められます。健康サポート薬局では、医薬品の販売や調剤ができる場所としての従来の薬局の機能に加えて、「かかりつけ機能」と「健康サポート機能」という薬局・薬剤師のソフト面が新たに法律で規定されることとなりました。健康サポート薬局は、2016年4月1日に「薬機法」が改正され、半年間の準備期間を経て10月1日から届出が開始されました³⁾。ちなみに2016年10月1日は土曜日であったことから、実質上の届出は10月3日（月）からとなりました。

厚労省がめざす薬局のあるべき姿の基本には、「かかりつけ薬剤師・薬局」があります（図1）。これは、地域における医療機関などとの連携の上に、患者の服薬情報の一元的・継続的把握と24時間対応・在宅対応ができる薬局です。

健康サポート薬局は、それらの機能に加えて国民の病気の予防や健康サポートに貢献することが求められています。具体的には、要指導医薬品など（市販薬のこと）を適切に選択できるような供給機能や助言の体制と、健康相談受付・受診勧奨・関係機関への紹介が行えることです。

かかりつけ薬剤師・薬局機能は、いわば処方箋調剤に対応できるものですが、健康サポート

機能は、健康な地域住民や未病対策など、普段は薬局を利用されない方々をも対象にしていることがポイントです。

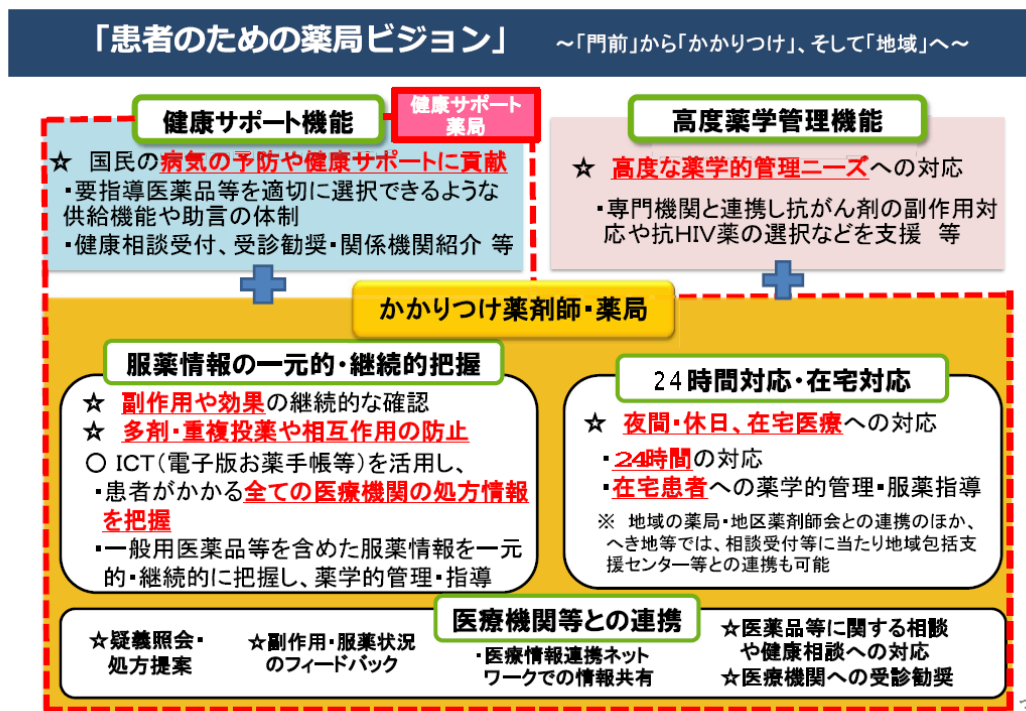


図1 かかりつけ薬剤師・薬局の機能と健康サポート機能の関係

(出典：厚生労働省)

図2では、かかりつけ薬局と健康サポート薬局についての役割について解説していますが、ここで注目されるべきことは、健康サポート薬局は「社会リソース(資源)」であるということです。

厚労省は、2025年の地域包括ケア時代に向けて、すべての薬局を「かかりつけ薬剤師・薬局」の機能を有することを目標としています。逆に言えば、現在わが国にある約57,000か所の薬局の中で、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を果たすことができない薬局は、保険調剤から撤退してもよいという意味合いも込められていると言えます。

しかし、厚労省は、かかりつけ薬剤師・薬局機能を有するすべての薬局が健康サポート薬局になることをめざしてはならず、地域包括ケアの地域単位である中学校区に最低1薬局の整備(全国的には1万~1万5千か所)を目標にしています。

しかし、現実的には後述するような健康サポート薬局の基準のハードルの高さや、調剤報酬と直接リンクしていないことから、想定されたほど届出は進んでおらず、2017年1月末現在、34都道府県(14県は届出ゼロ件)で152件(薬局の約0.27%)という実態です。

しかも、2016年10月にスタートした際に、新聞やテレビで大きく報道されなかったこともあり、ほとんどの国民・患者・薬剤師を除く医療従事者は健康サポート薬局の存在すら知らないというありさまです。

| かかりつけ薬局 | 健康サポート薬局 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●患者を中心とした考え方(患者が選ぶもの) ●患者とのパーソナルな関係性 | <ul style="list-style-type: none"> ●社会リソース ●薬局機能、薬剤師職能を地域で活用する仕組み |
| <ul style="list-style-type: none"> ●医薬品の一元的・継続的管理(外来から在宅まで) ●地域に必要な医薬品の過不足ない供給 ●医薬品等に関する相談や健康相談への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●かかりつけ薬局としての機能は当然有する ●地域の保健・医療・介護等と連携した、より積極的な健康情報等の発信や健康相談窓口・相談対応機能 ●地域住民のニーズに応える医薬品・衛生用品等の供給 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●薬局としての基本的役割 | <ul style="list-style-type: none"> ●これからの社会により求められる役割 |

図2 かかりつけ薬局と健康サポート薬局の役割の違い

(出典：日本薬剤師会)

健康サポート薬局に対するメリット・デメリット論

薬局を運営する個人や法人にとって、薬局の経営は重要な課題であることから、常に新しい事柄に対してメリットがあるのか否かの議論がされがちです。今回の健康サポート薬局でも真っ先に、次回(2018年)の調剤報酬改定で届出をしている薬局が評価されるのか否かが噂されました。次回改定の内容は現時点では誰も分からず、2017年12月頃の中医協での議論を待たなければなりません。

前述したように、健康サポート薬局は、地域包括ケア時代における「社会リソース」としての位置づけ、すなわち薬局は民間経営(公立の薬局は存在しない)でありながらも、その役割としては公共性や公益性を帯びているということに、薬局開設者がどう理解し、意義づけるかです。

目先の利益を追い求めるのであれば、健康サポート薬局どころか、在宅や一般用医薬品の取扱いはほとんど行わず、ひたすら外来調剤にいそしめばいいだけです。しかし、医薬分業元年と言われる1974年から40年が経過しても、世界水準での薬局のあり方になっていない批判に、薬局や薬剤師がどう向き合うのかも大きく問われています。

2. 健康サポート薬局に求められるもの

必須条件

健康サポート薬局は、新規に薬局を開設する際になれるものではありません。最低でも1年以上の処方箋調剤・在宅訪問などの、かかりつけ薬局としての機能と、地域や薬局利用者に対する健康サポート機能の実績が求められています。健康サポート薬局は、既存の薬局が厚労省の健康サポート薬局の基準に適合したことで「変更届」として申請するものとなっています。

さらに、健康サポート薬局には、これに関係した研修を修了した薬剤師（健康サポート薬剤師）が「常駐」することが求められています。後述するように、健康サポート薬局の開局時間は決められており、週あたり最低でも44時間は開局しなければなりません。薬局に常駐する健康サポート薬剤師が労基法の適用を受ける勤務薬剤師の場合、労基法での週の労働時間が40時間と定められている関係から、1人で休みなしで週44時間の勤務をすることは不可能です。そのため勤務薬剤師の場合は2人以上の配置が求められます。しかし、個人で開局されている薬局の場合については、労基法の適用を受けないため、1人薬剤師でも認められます。

かかりつけ薬局としての基本機能

以下の項目が、かかりつけ薬局としての基本機能とされています。健康サポート薬局における「かかりつけ薬剤師」は、調剤報酬上での施設基準を有する「かかりつけ薬剤師」とは異なります。それは健康サポート薬局の根拠法が「薬機法」であるのに対して、調剤報酬は「健康保険法」だからです。ここでも行政でありがちな縦割りが垣間見られます。

(1) 患者が「かかりつけ薬剤師」を持つためには、「かかりつけ薬剤師」が対応する仕組みが構築されていること。勤務表の提示などで、本日どの薬剤師が勤務しているかを分かるようにする。

(2) 服薬情報の一元的な把握と服薬情報などを適切に記録する。

(3) 親切丁寧な服薬指導、与薬時に、医師と患者とのやり取り、副作用情報、生活習慣などの患者情報を継続的に把握し、処方監査をきちんと行い、副作用などのフォローアップにも取り組む。

(4) 残薬確認

(5) お薬手帳の一冊化、集約化

(6) かかりつけ薬剤師・薬局の普及。初回来局時に、「かかりつけ薬剤師・薬局」を持つように促すこと。

24時間対応、在宅対応

いつでも気軽に相談できる「かかりつけ薬剤師・薬局」であるためには、原則として開局時間外であっても24時間、患者からの相談などに対応することが求められています。また、在宅対応については、直近1年間での実績があることが求められています。さらに、「かかりつけ薬剤師」が対応できない時間帯がある場合は、当該薬局内で連携できる薬剤師が対応することとなっています。

地域の関係機関などとの連携

健康サポート薬局では、受診勧奨や連携機関をきちんと紹介できる機能も重視されています。具体的には、患者の状態を継続的に把握し、患者から聞き取った情報などに基づいて、処方箋に疑義がある場合は、処方医に疑義照会を行い、必要に応じて副作用・服薬情報のフィードバック、処方提案を行うことです。そして、把握した服薬情報などについて、患者のお薬手

帳に記載することなどを通じて、かかりつけ医をはじめとした医療関係者との共有をはかることが求められています。

要指導医薬品など（一般用医薬品など）の使用に関する地域住民からの相談に対応し、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行います（トリアージ機能）。そして地域の患者を適切に支援できるよう、地域ケア会議への積極的な参加など、ケアマネや訪問看護師との連携体制を構築する必要があります。

かかりつけ医がいる場合や、健診を受けている医療機関がある場合には、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医に連絡を取り、連携して相談に対応すること。住民からの健康の維持・増進に関する相談に適切に対応し、受診勧奨や紹介などを円滑に行えるようにするために、顔の見える関係、連携体制を構築しておくことも求められます。

さらに、地域の行政、関連団体と連携するため、健康の維持・増進の各種事業に参加する必要があります。そのため、地域の薬剤師会と密接な連携が取れ（薬剤師会の会員であることが望ましい）、地域の医師会、歯科医師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会などとも連携することが求められます。

常駐する薬剤師の資質

健康サポート薬局では、従来の薬局薬剤師とは異なり、要指導医薬品などや健康食品・サプリメントなどの適切な使用に関する助言や、健康の維持・増進に関する相談応需、適切な専門職種や関係機関への紹介などを適切に実施できる「資質」を有した（特別の研修を修了した）薬剤師（健康サポート薬剤師）が「常駐」することが義務づけられています。

具体的な研修内容は以下のとおりです。

(1) 技能習得型研修（集合研修）：8時間

目的：患者・来局者の訴え・状態に合わせた対応や地域の実情に合わせた多職種連携を適切に実施できる能力の養成

内容：相談応需における一連のプロセスに関する習得を目標としたグループ討議などによる演習

おのおのの地域における医療機関や保健サービスの窓口などの実情の把握と連携を目標とした演習

(2) 知識習得型研修（eラーニング）：22時間

目的：地域住民の相談対応のために必要な医薬品（要指導医薬品、一般用医薬品含む）や健康食品などの知識をはじめ、地域の医療・保健などのサービスに関する知識など、地域住民の健康な生活を支援するために必要な知識の習得

内容：21 講座（以下に講義タイトルの一部のみ紹介）

①地域住民の健康維持・増進

②薬局および医薬品等の取扱いに関する薬機法の規定と医薬品に関する情報収集の方法

③健康食品

④感染対策

⑤薬物乱用・依存の理解と支援—薬剤師による気づき・関わり・つなぎ

引用文献

- 1) 首相官邸 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf
- 2) 日本医療薬学会 <http://www.jsphcs.jp/cont/14/0107-1.pdf>
- 3) 厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/

[次号に続く]

ひろた・のりたけ (一般社団法人 大阪ファルマプラン)